

## 新宿区産業振興基本条例制定に向けてのパブリックコメントの実施結果について

### 1 パブリックコメントの実施結果について

- (1) 実施期間 平成22年9月24日(金)～10月25日(月)
- (2) 実施方法 区ホームページ、広報しんじゅく、区施設、地域説明会、産業振興フォーラム等で周知・募集  
(配布資料は「新宿区産業振興基本条例の制定にあたって」)
- (3) 地域説明会  
日 時 平成22年10月15日(金) ①午後3時 ②午後7時  
場 所 BIZ 新宿  
参加人数 15名 (①9名 ②6名)
- (4) 産業振興フォーラム  
日 時 平成22年10月18日(月)  
場 所 四谷区民ホール  
参加人数 160名

### 2 パブリックコメントの意見について

- (1) 意見提出者 28名
- (2) 意見件数 46件  
     〔内訳〕 産業振興基本条例として定めていく内容について 33件  
             ・ 条例全般 10件  
             ・ 定義 1件  
             ・ 基本理念 1件  
             ・ 区の責務 1件  
             ・ 商店会 15件  
             ・ 条例制定後の取組 5件  
             その他産業振興施策等に関するもの 13件
- (3) 意見への対応 「条例として定めていく内容」に関して1件の修正を行う。(産業振興基本条例として定めていく内容について：意見番号13)

パブリックコメント 意見要旨と区の考え方

●産業振興基本条例として定めていく内容について

	意見の要旨	区の考え方
1	<p>産業の振興には、企業が独創性を発揮し、積極的な事業活動を行うことが不可欠であり、新宿区でも施策を実施していますが、このたび、産業振興政策の持続性と体系性を重視し、事業者・関係団体・区等のそれぞれの役割を明確化し、産業振興に関する考え方を明文化した条例の整備を行うことは意義のあることと考えます。</p>	<p>産業振興基本条例は、産業振興に関する基本的な考え方を示すとともに、産業に携わる者の役割を明らかにするものです。</p> <p>条例の制定によって、持続的、体系的に施策を実施し、産業に関する課題の解決を図り、産業振興を推進していきます。</p>
2	<p>産業を振興させるには企業側（供給者）にばかり目を向けても実はあがりません。新宿は外国人を含む多くの区民以外の人々によって潤っているわけです。今回の素案には区民以外の消費者・生活者に対する配慮がなされていないように見受けられます。</p>	<p>ご意見にありますように、区内の産業は、区に住む住民だけで支えられているわけではありません。</p> <p>そこで、「区民」を、区内に住む住民に加え、在勤者や在学者、さらに継続性を持って区内で活動する者も含めて定義し、その「区民」の役割の一つに消費活動を通じて産業振興の推進へ寄与することを規定していきます。</p> <p>また、「区民」以外の、区外からの来訪者への視点については、条例ではなく、今後の施策を検討する上での参考とさせていただきます。</p>
3	<p>かなり普通で、新宿区でなくてもそのまま成り立ってしまいそうです。</p>	<p>産業振興基本条例として定めていく内容については、産業振興に関する基本的な考え方を示すという条例の性質から、普遍的な表現をとっていきます。</p> <p>新宿区の条例としての特色は、前文に表していく予定です。</p>
4	<p>素案を読んだ感想は、もう少し斬新的な内容でもいいのではないかと考えました。例えば、産業の担い手として医療機関が記載されていません。現在、海外から日本の高度医療機関を利用したツアーが盛んに取りざたされています。羽田空港も24時間化され、日本国として大きな産業構造転換が議論されています。</p> <p>他の地域条例より、1歩も2歩も進んだ他地域をリーダーシップで牽引するような項目を持つべきではないでしょうか。</p> <p>いろいろな意味で、過渡期に制定される条例です。従来の価値観・概念を柔軟の発想をもって転換・創造する、そして、その新たな価値観・概念を新宿発で発信して行くという様な一項があるべきです。</p> <p>理念条例であるからこそ、夢、未来に向けて積極的かつ斬新的な項目が足りないように思えます。</p>	<p>産業振興基本条例として定めていく内容については、産業振興に関する基本的な考え方を示すという条例の性質、条例の永続性という観点から、普遍的な表現をとっていきます。</p> <p>また、ご意見にあります医療機関については、事業者の一つとして捉えています。</p>
5	<p>消費者にとって、この条例のメリット、デメリットは何ですか。</p>	<p>産業振興基本条例では、区民の役割の一つとして消費活動について言及していきます。ご意見にあります条例の制定による直接的なメリット、デメリットはありませんが、条例の制定により、産業振興をより一層推進し、地域社会の発展と生活の向上をめざしていきたいと考えています。</p>

6	事業者にとって、この条例のメリットはなんですか。	産業振興基本条例は、産業振興に関する基本的な考え方を示す理念条例で、具体的な産業振興施策を行ったり、義務や規制を課したりするものではありませんが、産業振興における事業者の果たすべき役割や区が行うべき事業者への責務が明確化し、産業振興の推進につながると考えています。
7	事業者にとって、よく分からない条例ではないですか。	産業振興基本条例は、産業振興に関する基本的な考え方を示す理念条例です。したがって、条例の内容は、具体的な産業振興施策を行ったり、義務や規制を課したりするものではないため、その内容に把握しづらい点があるかもしれません。 条例制定後は、広く、簡明に条例の主旨を周知していきたいと考えています。
8	この条例は、具体的にどんな産業振興施策を行うのですか。	産業振興基本条例は、産業振興に関する基本的な考え方を示す理念条例です。したがって、条例の内容は、具体的な産業振興施策について定めるものではありませんが、条例の制定により、産業振興がより一層推進されるよう施策の実施に努めていきます。
9	新宿区産業振興基本条例では、新宿区に存在する同業者団体に対して特に零細企業主体の業種団体の活動に何も書かれていません。	条例に示されている「産業経済団体」の一つとして捉えていきます。
10	産業振興基本条例の制定にあたっては、企業が直面する経営環境や経営課題などの実状を理解した内容とするとともに、条例制定後の具体的施策において、企業、特に経営資源に限りのある中小・小規模企業のニーズに即したより効果的な施策を遂行されることを望みます。	産業振興基本条例の制定については、区民、学識経験者、事業者、商店会等の委員からなる懇談会を設置し、幅広い議論のもとで検討を行ってきました。条例として定めていく内容については、こうした議論のもと、産業に関する現状の課題を踏まえつつ、定めています。 また、基本理念や区の責務に、中小企業者の活力ある成長と発展について規定し、より効果的・効率的な施策の実施に努めてきます。
11	(3) 商店会について 商店と言う用語は、商品を売る店となります。商店街とは、街と地域が一致しているはずですから地域の商店と商店街の商店は同一のはずです。商店街の振興を目的とした組織で商店でない事業者主体の会もあるはずです。そこで、商店街の振興は、地域の振興と同一のはずです。基本条例の用語の定義としては狭いと思います。 商店街の振興は、地域の振興を同一視するならば、地域事業者団体（商店会）または商店街事業者団体（商店会）等を提案します。商店街の振興と地域振興を同一視しないなら、◇商店会①の地域におけるコミュニティを支える多面的で重要な役割という語句とも矛盾します。	産業振興基本条例は、地域社会の発展を目的の一つとして掲げていきます。したがって、ご意見にありますように、商店街の振興は、地域の振興につながっていくと考えられます。 しかしながら、条例の中では、簡潔かつ明瞭である、「商店」という言葉が一般的に使用頻度が高くイメージしやすいなどの点から、商店街の振興を図る団体の名称は、「商店会」の用語を使用していきます。
12	「創造力ある産業」の意味が分かりません。	産業を取り巻く社会状況、経済状況は日々変化しています。こうした時代の変化に対応し、新たな価値を創り、発展していく産業を「創造力ある産業」と捉えています。

13	<p>産業振興に対し区民として活動に協力すること及び消費をすることも大切ですが、区民が持つ様々な課題を、協働で事業を創造し、それを育成していくという視点もあると思います。行政が積極的に協働を推進している今、区の責務として加えることを望みます。</p>	<p>産業振興の分野でも、区民との協働という視点は重要だと考えます。ご意見を踏まえて、区の責務にある、「事業者、商店会、産業経済団体、金融機関及び教育研究機関との連携」という項目に「区民」を加えます。</p>
14	<p>現代まで条例らしきものが無く商店街の活力ある成長と発展の為に、行政と一体となり、商店街に加入する会員の増強を図り、商店街が重要であることの意識改革を各自持つてもらうため、この様な条例は必要であり、大賛成であります。</p>	<p>産業振興基本条例では、商店街を地域コミュニティを支える重要な存在であるとして、商店会の役割を定めていく予定です。 条例制定後も、産業振興のため、商店街の発展と活性化に一体となって取り組んでいきたいと考えています。</p>
15	<p>世の中が不況の折、新規で始められる小さなお店に対して、すぐに商店会に加盟してもらうことは、中々難しい事と考えております。顔つなぎはさせてもらっても、少し様子を見てから入らせてもらいますという場合、そのままになってしまう事もあり、その時期が難しい事ですが、条例として下さる事により、話も進めやすくなるのではないかと思います。</p>	<p>商店会への未加入については、商店街の抱える課題の一つだと認識しています。 こうした課題の解決を図るため、産業振興基本条例では、商店会への加入の項目を設けていきます。商店会への加入について努力規定として定めることで加入を促進し、商店街の発展と活性化に取り組んでいきたいと考えています。</p>
16	<p>商店会で地域の調和と発展の為に商店会に入会をお願いしても、チェーン店（例コンビニ等）などは、本部決済の為、店長さんには、入会の決定権が無く商店会に加入されません。その為、区内で事業を営む方には必ず地元の商店会に加入していただければ助かります。</p>	<p>商店会への未加入については、商店街の抱える課題の一つだと認識しています。 こうした課題の解決を図るため、産業振興基本条例では、商店会への加入の項目を設けていきます。商店会への加入について努力規定として定めることで加入を促進し、商店街の発展と活性化に取り組んでいきたいと考えています。</p>
17	<p>商店会が直面している問題の一つに「出店者の未加入」の問題があります。 商店会では20年・30年といったスパンで街路灯・歩道などの整備を実施しています。この整備費用は、極めて大きな金額となり、それらは商店会の加盟店からの商店会費等を原資として賄われております。ところが、昨今、商店会に加入しようとしないう出店者が見受けられる様になりました。この様な出店者の行為は、場所の利益は一方向的に享受するが、その場所の商業環境を維持するために商店会が支払っているコストは、一切負担しない事を意味します。そしてこれら未加入の出店者の多くは、全国展開をしている様な名前の通った大企業が殆どで、決して、月々の商店会費を支払えない様な極めて零細な業者ではありません。この様な「ただ乗り」を商店会として断じて許すことが出来ません。商店会への未加入店舗の増加は、商店会の整備費用の原資を減少させ、商業環境の維持を危うくし、終局的には商店街の衰退を惹起させる原因となるからです。 しかしながら現状では、出店者が商店会に加盟するか否かは全くの任意であり、商店会が出店者に対して加入を要請するための法的担保となり得る物は何もありませんでした。 その意味で、「新宿区産業振興基本条例」は商店会にとって強い味方になるものと考えます。</p>	

	<p>具体的な記述箇所には「5各主体の役割」の「◇商店会」の③の後段の文書です。</p> <p>従いまして、一日も早い「新宿区産業振興基本条例」の制定を願っております。</p>	
18	<p>チェーン店が商店会に加入しないケースが多く、問題になっている、条文では努力規定になっていてこれではますます加入しなくなる。義務化は無理ですか。</p>	<p>商店会への未加入店舗については、商店街の抱える課題の一つだと認識しています。</p> <p>こうした課題の解決を図るため、条例では、努力規定として、商店会への加入の項目を設けていきます。この項目は、経済活動の自由を図るという観点から、加入を義務化(強制)することは困難ですが、条例制定を契機によりいっそう、商店街の発展と活性化について取り組んでいきたいと考えています。</p>
19	<p>理念条例は分かるが、現実に商店会に加入しないフランチャイズ店に対し、甘い条例だと思います。</p>	<p>ご意見にありますように、商店会については、未加入店舗、商店数の減少などの様々な課題が挙げられます。</p> <p>条例では、区の責務として、事業者、商店会などとの連携やネットワークの形成の項目を設け、商店街の発展と活性化に努めていきます。</p>
20	<p>産業振興と一口に言っても、地元商店会も御多分に漏れず、高齢化、チェーン店の不加入、老舗店の廃業と歯止めが掛からない状態です。周辺の商店会同様、単独では解決策も限られている現状です。過去の成り行きから、狭い地域にも係わらず細分化されている商店会、リンクのない地元町会。商店会にとって、先行きの見えない景気低迷の中で、単なる言葉としての「各自の努力」は空虚に響きます。自助努力は勿論ですが、表面的なイベントより、各組織が連携できる土壌を構築するシステムを望みます。</p>	<p>ご意見にありますように、商店会については、未加入店舗、商店数の減少などの様々な課題が挙げられます。</p> <p>条例では、区の責務として、事業者、商店会などとの連携やネットワークの形成の項目を設け、商店街の発展と活性化に努めていきます。</p>
21	<p>このような条例が制定されることに対し、非常に有意義であると考えます。今までなかったのが不思議なくらいです。商店会員として、その定義と役割が明確化されることで、立場がはっきりし、活動しやすくなると思います。また、商店会の活動は、街路灯の例えのように町会の域にまで入り込んでいます。従って、大小関係なく事業者それぞれが地域の一員として自覚し、地域と調和を図るべき(即ち商店会に加入せよ)とのことは、まさに強調したいことで、いいことです。</p>	<p>産業振興基本条例では、商店街を地域コミュニティを支える重要な存在であるとして、商店会の役割を定めていきます。商店会への加入の項目は努力規定で強制はできませんが、条例制定後も、産業振興のため、商店街の発展と活性化に一体となって取り組んでいきたいと考えています。</p>
22	<p>商店街の持つ、多面的で重要な役割とはなんですか。</p>	<p>商店街は、物やサービスを売り買いする場としての役割だけでなく、街路灯設置などにより安全面・防犯面を担う役割や、地域住民の交流の場としての役割などの様々な役割を担っています。</p> <p>こうした、地域コミュニティを支える商店街の役割を「商店街の持つ、多面的で重要な役割」と捉えています。</p>
23	<p>道路拡張等で商店会が疲弊消滅しまった店舗に対して、この条例は何か役立ちますか。</p>	<p>産業振興基本条例は、産業振興に関する基本的な考え方を示す理念条例であるため、特定の対象に、特定の施策を行うことを定めるものではありません。</p> <p>しかしながら、条例の基本理念の一つとして、商店街の発展と活性化を図ることを定め、取り組んでいきたいと考えています。</p>

24	<p>この条例に対する区の意気込みは理解できませんが、総花的であるがゆえに区民を幸福に導くことは難しいと考えます。肉・魚・野菜といった生鮮食料品販売店が、ものすごいスピードで無くなっている。高齢者や障害をもつ人々にとって、由々しき問題で、また産業振興の面からも大変な課題だと思いますが条例ではどう対応しますか。 【3件】</p>	<p>産業振興基本条例は、産業振興に関する基本的な考え方を示す理念条例であり、特定の対象に、特定の施策を行うことを定めるものではありません。</p> <p>しかしながら、商店数、特に生鮮食料品販売店の減少、それに伴う生活利便性の低下については、課題の一つであり、具体的な産業振興施策のなかで取り組んでいきたいと考えています。</p>
25	<p>「商店会を構成する事業者が行う事業の魅力の向上が、商店街の活力ある成長と発展をもたらす」とは、どんな意味ですか。</p>	<p>商店街が活気に満ちた、魅力ある商店街として発展するためには、個々の店舗（商店会を構成する事業者）がそれぞれの魅力を高めていくことが重要であるということを表しています。</p>
26	<p>(2) 商店会を構成する事業者 (3) 小売業等を営む事業者 統一したほうが良いと思います。</p>	<p>「商店会を構成する事業者」とは、商店会の会員としての事業者を示しています。「小売業等を営む事業者」は商店会の会員であるかどうかに関わりなく、商店街というエリアにおいて小売業をはじめとする各種事業を行っているものを示しています。したがって、表記は現行どおりとします。</p>
27	<p>自助努力・創意工夫ある事業活動が前提となっておりますが、現状の厳しい環境では、まず個企業、個店を越えて協働で努力・創意を創り出す〈仕事創り〉が求められております。新事業・新販路開拓、協業システムのネットワークづくりなどへの区としての具体的支援策を切望します。そのための現状、実態、課題について定期的、生きた現場リサーチ、検証活動のブレインストーミングが必要と考え産業振興施策の公表、産業振興会議の設置に期待します。</p>	<p>産業振興の課題を共有し、産業振興への取組を定期的に評価・検討するため、条例の項目に、「産業振興施策の公表」や「産業振興会議の設置」を設け、効果的・効率的な施策の実施について検討していきます。</p>
28	<p>振興条例に基づいた中小企業の発展の検証が本当に出来るのでしょうか。入口から行動のステップがなかなか解りにくい。</p>	
29	<p>新宿のまちの特色は、放任主義では駄目で、はっきりした方向性が必要だと思います。方向性を決めるために、各主体の意見をまとめ、明確な目標と実現に向けた計画と断固とした実行力がないと実現出来ないと思います。</p>	<p>産業振興の課題を共有し、産業振興への取組を定期的に評価・検討するため、条例の項目に、「産業振興施策の公表」や「産業振興会議の設置」を設け、各主体の意見を取り入れ、産業振興を推進していきます。</p>
30	<p>今後は生みっぱなしではなく、丈夫に育てていただきたいと思います。</p>	<p>産業振興において、条例の制定は大きな意義を持つものですが、条例制定後、産業振興にどう取り組んでいくかが重要と考えています。</p> <p>条例の項目に、「産業振興施策の公表」や「産業振興会議の設置」を設け、産業振興の推進にさらに取り組んでいきたいと考えています。</p>
31	<p>「(仮称) 新宿区産業振興基本条例に関する提言書」を一通り読んで、条例制定の趣旨、目指す所を理解できましたが、条例を活かすことの難しさを痛感しました。何より大事なことは、区民を始めとした区を構成する人達の啓発(意識の転換、向上)であります。区が責務を果たすことも至難なことと感じました。この提言書できるだけ多くの人に読んでもらい、啓発活動を根気よく続けることが肝要と考えます。</p>	<p>産業振興において、その考え方の基本となる条例の制定は大きな意義を持つものですが、条例制定後、産業振興にどう取り組んでいくかが重要と考えています。</p> <p>条例制定後は、その理念の周知に努め、産業振興の推進にさらに取り組んでいきたいと考えています。</p>

●その他産業振興施策等に関するもの

	意見の要旨	区の考え方
1	<p>ここ数年新宿区から企業の吸収・合併や交通インフラを理由に港区・中央区・千代田区に移転した企業が目立ち、新宿はビジネス街として地盤沈下を起こしています。高層ビルも空室が目立ち、家賃も大幅に下落しています。今後、羽田の国際線化そして将来のリニアモーターカーが開通により（始発駅が品川に決定）従来新宿に馴染みのある山梨や南信州の人々も新宿と縁が薄くなってしまふことを産業振興の面からも危惧しています。</p>	<p>産業を取り巻く社会状況、経済状況は日々変化し、それに伴う新たな課題は常に生じています。いただきましたご意見は、区の課題として、今後の施策を検討する上での参考とさせていただきます。</p>
2	<p>新宿には超大企業から家族経営の零細企業まであります。とかく産業振興というと大企業に目が向きがちですが、大企業は区や区民に期待はしていないと思います。今後の具体的施策を実施するに当たってはここの所を十分配慮していただきたいと思います。</p>	<p>産業振興基本条例では、事業者を大企業、中小企業の別なく規定します。それは、事業規模に関わらず、産業の担い手としての共通の役割があるとの考えからです。</p> <p>しかしながら、中小企業は事業者の大半を占めており、区内産業の主要な担い手として、産業の活性化と地域社会の発展に大きく貢献してきました。条例では、こうした観点から、基本理念や区の責務に中小企業者の活力ある発展と成長を目指すことを定め、それを基に中小企業振興に取り組んでいきます。</p> <p>いただきましたご意見は、今後の施策を検討する上での参考とさせていただきます。</p>
3	<p>従来、染色・印刷業を地場産業と位置づけていますが21世紀の新宿の産業振興を考えるとこの2業種が産業振興の役目を担うとは思えません。新宿という街の置かれている立地からしても地場産業としては小売・飲食などのサービス業ではないでしょうか。懇談会委員は経済団体等の代表として選任すべきであり一部の業界団体の代表は排除すべきと思います。</p>	<p>ご意見にありますように、新宿区内では、サービス業、飲食店・宿泊業、卸売・小売業が多くなっていますが、区では、地域と密接に結びつき、歴史的に発展してきた産業として印刷・製本関連業と染色業を地場産業と位置づけています。</p> <p>今回の産業振興基本条例は、特定の対象や特定の産業のみに注目していくものではなく、新宿のまち全体の産業の振興を目指しています。</p> <p>また、委員選定へのご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>今後の施策においては、需要の創出、区内中小企業の受注機会の確保・増大として、緊急かつ真に必要なインフラ整備等の促進や官公需における受注機会の配慮、取引適正化を始めとする下請企業対策の強化、展示会への出展支援などの販路開拓支援、海外市場の開拓支援などに関する施策の具体化をお願いします。</p>	<p>産業振興基本条例では、区の責務の一つとして、基本的施策を実施することを定め、それを踏まえて具体的施策を実施していきます。</p> <p>いただきました具体的施策についてのご意見は、今後の施策を検討する上での参考とさせていただきます。</p>
5	<p>経営資源に限りのある中小・小規模企業において、人材の確保・育成は、事業承継の問題とともに企業の存続に直結する最重要課題です。今後強化すべき支援策として、「優秀な人材の確保」、「職業能力の開発・向上支援」、「経営幹部候補生に対する育成支援」に対するニーズが高いことから、人材確保・育成支援に関する施策の拡充をお願いします。人材確保・育成支援策の展開においては、中小・小規模企業の経営者や従業員を対象とする施策に加えて、教育機関等の連携により、学生等も対象として中</p>	<p>産業振興基本条例では、産業振興を担う人材育成について定めていきます。</p> <p>いただきました具体的施策についてのご意見は、今後の施策を検討する上での参考とさせていただきます。</p>

	<p>小・小規模企業の実態が正確に伝わり、またその社会的な役割に対する理解が深まるような取り組みも検討してください。中小・小規模企業に対する情報不足や誤解等が、人材確保・育成に大きな影響を持っていると判断するからです。</p> <p>また、外国人労働者の雇用において、ビザ取得の問題は各種の規制により、外国人従業員の採用や雇用継続等の手続きに負担を感じる企業が多いことから、実態を調査するとともに、具体的な支援策を検討ください。</p>	
6	<p>現在、新宿区内には優秀な若手経営者が多く集まり、さまざまなビジネスが展開されるなか、開業等に関する多くの相談が寄せられています。新宿区の産業が今後も活力を維持し、発展していくためには、意欲のある若手企業に対する支援が重要であることから、新製品・サービス開発に対する助成制度や創業時の金融支援、創業後の継続的なサポート等について、さらなる支援策の拡充をお願いします。</p>	<p>産業振興基本条例では、基本理念や区の責務に創業のための環境整備を定めます。これは、新しい事業者はまちに刺激と活力を与え、新陳代謝を促し、産業の活性化を呼び込むと考えるからです。</p> <p>区では、現在も、創業に関する支援施策を実施していますが、いただきましたご意見は、今後の施策を検討する上での参考とさせていただきます。</p>
7	<p>新宿区は、現在さまざまな金融支援を実施し成果を上げていますが、今後も多様な資金ニーズへの対応・機能強化、中小企業制度融資等に対する支援を継続するとともに、さらなる制度の拡充を検討ください。</p>	<p>区では、中小企業向け制度融資をはじめとする施策を実施していますが、いただきましたご意見を参考として、より効果的・効率的に実施するよう努めていきます。</p>
8	<p>個人商店や個人飲食店は、大型店やフランチャイズ店とは異なり、街や地域の個性を演出する上で、非常に重要な役割を果たすものである。個々の経営はそれぞれの経営者の責任で行うにしても、このような個人商店や個人飲食店が減少し続けることを回避するような支援策も検討ください。</p>	<p>商店数の減少や、画一化は、課題の一つとして認識しています。</p> <p>いただきましたご意見は、今後の施策を検討する上での参考とさせていただきます。</p>
9	<p>「地場産業」「地域小企業活性化」のための区内公事業への入札制度支援策。</p> <p>「地域活性化支援事業」として、ものづくり事業の新商品、新販路開拓、連携事業（協業、産学、異業種内など）への、具体的な支援策。</p> <p>地場産業振興、社会活動の従来からの継続事業について、更なる支援。</p> <p>「国際化、多文化共生のにぎわう街づくり」の中に、地元企業、地場産業との連携を図る具体的な事業。</p> <p>「シニア・高齢化社会」とのシニアパワーを生かす福祉的社会貢献事業と地場産業との連携。</p>	<p>地場産業については、産業振興基本条例のなかで、区の責務の中に定めていきます。</p> <p>いただきました具体的な施策についてのご意見は、今後の施策を検討する上での参考とさせていただきます。</p>
10	<p>小売業で、後継者の居ない事業者・店主の高齢化・無店舗販売業等が起きている現状を考えると、その業種自体が回復不能になる時が来ます。生鮮三品の買い物難民が増えて来たのもこの為だと思います。高齢化した地域の生鮮三品の販売者は高齢化し、販売者が高齢化・利益減少・後継者不在となれば閉店しかありません。借金のために閉店さえ出来ない事業者も居ます。閉店すれば跡地は空き店舗となり、商業集</p>	<p>商店数、特に生鮮食料品販売店の減少や、後継者の課題は、産業振興における課題の一つと認識しています。</p> <p>いただきましたご意見は、今後の施策を検討する上での参考とさせていただきます。</p>



	<p>積がある地域と見れば、そこにチェーン店やフランチャイズ店が出店し、商業集積が無いと見れば、空き店舗は増えていきます。現在の新宿区内での空き店舗問題は地方と比べて頻度が小さいのは、それだけ商業集積がある地域と見なされているからです。チェーン・フランチャイズ店舗を商店会活動に勧誘しても会費だけの関係しかできません。</p>	
11	<p>商店会活動が役員のボランティア活動で行われていると自分の事業で手一杯です。利益のある店舗では、後継者は居ても商店会活動に消極的です。そこに地域社会と区民生活における多面的な役割の活動が入れば役員の成り手も減少します。新しい事は始められません。</p> <p>地域社会と区民生活における多面的な役割の活動の一例として、新宿区の地域センター・地域協議会などからの委員推薦などがありますが、それぞれの事務局が把握していないため、一部の商店会だけに多面的な役割を分担させることが起こっています。商店会連合会と特別出張所の地域区分が違うため地域活動としての他商店会との連携は取りにくいことに成っています。</p>	<p>産業振興基本条例では、すでに担っている商店会の役割について明記したもので、新たな役割を課すものではありません。</p> <p>いただきましたご意見は、今後の課題として参考とさせていただきます。</p>
12	<p>消費者動線の一致した商店会の連携、同一消費者を対象とした商店会同士の連携を行う時、これから行わなければ為らない地域間競争などの為に上部組織が必要になると思います。そのため、他の商店会との連携も行政として考えてください。</p>	<p>産業振興基本条例では、区の責務として、事業者、商店会等との連携を図ることを定めていきます。</p> <p>いただきましたご意見は、今後の施策を検討する上での参考とさせていただきます。</p>
13	<p>新宿区内には単一業種による団体が数多く存在しています。多面的な役割の活動も独自で進めている団体・同一地域の同業者団体等これらの団体もこれからの多面的な役割の活動として商店会連合会への加盟を認めたらいかがですか。会の規模だけ見れば商店会連合会加盟組織より大きな業種団体も在ります。</p>	<p>商店会連合会については、区の組織ではないため、その加盟の要件について、区で決定することはできません。</p> <p>いただきましたご意見は、今後の施策を検討する上での参考とさせていただきます。</p>

## 新宿区産業振興基本条例の制定にあたって 皆様のご意見をお寄せください（パブリックコメント）

新宿区では、区内産業のより一層の活性化をめざし「新宿区産業振興基本条例」（以下、産業振興基本条例という。）の制定に向けた取組を行っています。

この産業振興基本条例の制定にあたっては、区民、学識経験者、事業者、商店会、産業経済団体、区からなる「（仮称）新宿区産業振興基本条例に関する懇談会」（以下、懇談会という。）を設置し、この間、検討が進められてきましたが、8月24日に懇談会としての条例素案を含む提言書が区長あて提出されました。

区では、提出された提言書を基本に置き、パブリックコメント制度に基づき、条例制定に向けての皆様のご意見を伺います。

### 条例制定に向けての区の基本的な考え方

産業振興基本条例は、産業振興に関する基本的な考え方を示すとともに、産業に携わる者の役割を明らかにし、持続的・体系的な施策の展開や課題の解決を図っていくための指針となるものです。

懇談会では、区の現状や課題、産業振興の方向性、産業の役割、産業が活性化するための環境など様々な視点から幅広い議論を行い、提言書を取りまとめました。

こうした懇談会での検討と提言書で示された産業振興基本条例に関する考え方を最大限尊重するとともに、条例という法律上の形式を取る上で必要な修正を行うことを基本に、区としての条例の制定を進めていきます。

### ● 「提言書」について

提言書の全文は、区立産業会館（BIZ 新宿）で実施する地域説明会で配布するほか、特別出張所、図書館、広聴担当課、区政情報センター、区立産業会館（BIZ 新宿）、産業振興課でもご希望された方にお渡します。

また、産業振興課ホームページで閲覧することも可能です。

### ● ご意見の提出について

皆さんからいただいたご意見を参考に、条例案の作成を進めていきます。

次の要領で、ご意見をお寄せください。

**【意見を提出できる方】** 次のいずれかに当てはまる方が、意見を提出できます。

- ・区内に住所のある方
- ・区内に事務所又は事業所がある方（法人、団体も可）
- ・区内の事務所又は事業所に勤務する方
- ・区内の学校に在学する方
- ・その他条例素案に直接的な利害関係があると認められる方

**【提出期間】** 平成22年9月24日（金）から同年10月25日（月）まで（必着）

**【提出方法】** 郵送、持参、ファックスで、次の提出先まで。

ただし、持参については産業振興課窓口でのみの受付とします。（土日祝日を除く。）なお、新宿区ホームページからも意見をお寄せいただけます。

**【提出先】** 新宿区地域文化部産業振興課産業振興係（区立産業会館4階）  
〒160-0023 新宿区西新宿6-8-2 区立産業会館（BIZ 新宿）  
TEL(3344)0701（直通） FAX(3344)0221

**【その他】** ご意見には、住所・氏名のほか、在勤・在学の方は勤務先又は学校名を記入してください。

\*氏名等の個人情報は公表しません。

## ●産業振興基本条例として定めていく内容について

### 1 条例の名称

新宿区産業振興基本条例

条例の名称は、この条例が特定の産業や特定の主体を対象にするものではなく、新宿のまち全体の産業について振興していくという趣旨から、「新宿区産業振興基本条例」とします。

### 2 前文

- ①新宿のまちの特色
- ②産業と区民生活・地域社会とのかかわり
- ③産業に対する現在から未来へ向かっての思い
- ④産業に関する現状の課題・取組の必要性
- ⑤条例制定のねらい、決意

前文は、条例を制定する背景、産業振興への決意、めざすまちの姿等が示される部分です。

産業は区民生活や地域社会に密接に関わりを持っており、新宿のまちにおいて、現在においても将来においても重要な役割を持っています。しかしながら、社会経済状況の変化により産業に関する課題や困難が生じており、こうした事態に対処するため、産業振興を推進する必要があります。

この産業振興基本条例の前文では、「活力ある産業が芽吹くまち」をめざすことによって、産業振興を推進し、それにより区民生活と地域社会の発展を実現することを上記の5項目を盛り込む形で示していきます。

### 3 条例の基本的考え方

#### ◇目的

区における産業が区民生活及び地域社会にとって重要な役割を果たしていることを踏まえ、区における産業の振興に関する基本理念や、区の責務、事業者や区民等の役割を明らかにすることにより、産業振興の総合的かつ恒常的な推進を図り、もって区民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

#### ◇定義

- ①区民 ②事業者 ③商店会 ④産業経済団体 ⑤金融機関 ⑥教育研究機関

#### ◇基本理念

- ①事業者が創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うとともに、区、商店会、産業経済団体等が一体となって、当該事業活動を促進する。
- ②中小企業者の活力ある成長と発展を目指す。
- ③商店街の発展と活性化を図る。
- ④社会経済状況の変化に適切に対処するため、創業のための環境を整備し、創造力のある産業を育成する。

条例を制定する目的、用語の定義、基本理念について定めます。

#### ◇「目的」について

産業は、区民生活や地域社会において重要な役割を果たしています。ここでは、基本理念や区の責務、各主体の役割など産業振興に関する基本的な事項を定めることで、産業振興を総合的・恒常的に推進し、

区民生活や地域社会の発展につなげていくことを目的として掲げています。

#### ◇「定義」について

条例のなかで表されている区民、事業者、商店会、産業経済団体、金融機関、教育研究機関の定義について定めていきます。そのうち、「区民」については、区内に住む住民だけでなく、継続性を持って区内で活動する者も含めて定義づけました。これは、産業振興を推進するためには、住む者だけでなく、継続性を持って区内で活動するすべての主体の関わりが重要であるからです。また、「事業者」についても、今日、産業の担い手は多様化しており、中小企業や大企業といった営利を目的とする団体（個人）だけでなく、NPO 法人や公益法人など非営利団体も事業を行っている現状を踏まえ、事業者の定義を営利・非営利にかかわらず、「区内で事業を行うもの」と広く捉え定義づけました。

#### ◇「基本理念」について

産業の振興は、事業者が創意工夫と自助努力に基づいた事業活動を行うとともに、区、商店会、産業経済団体等が一体となって、こうした事業活動を促進することを基本とします。これは、創意工夫と自助努力に基づく取組を行うことで、創造性を育み、競争力を強化させ、そのことにより事業者の成長と発展を図ることを意図しています。また、区内の事業者の大半を占める中小企業者や地域コミュニティを支える商店街の発展を図ることを謳うとともに、社会経済状況の変化に対応する創業環境の整備や産業の育成についても定めていきます。

## 4 区の責務

- ①基本的施策を実施する。
- ②事業者、商店会、産業経済団体、金融機関ならびに教育研究機関との連携を図る。
- ③都市計画、文化、福祉、教育、環境などの施策との調和及び連携を図り、基本的施策を効果的、効率的に実施するため、産業振興に関する総合的な計画を定める。
- ④組織体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずる。

産業振興において区が果たすべき責務について定めています。区は基本理念に基づき、基本的施策を実施し、事業者、商店会などとの連携や他施策との調和を図ることを規定しています。ここでは基本的施策として、創意工夫及び自助努力に基づく事業活動の促進、ネットワークの形成、情報発信、人材育成、創業環境の整備、中小企業・地場産業・商店街の発展のための取組などを想定しています。また、基本的施策を効果的・効率的に実施するため、産業振興に関する計画の策定や、組織体制の整備、財政上の措置などについても区の責務として定めています。

## 5 各主体の役割

### ◇事業者

- ①創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うとともに、経営基盤の強化、情報発信の強化及び雇用の創出に努める。
- ②従業員の育成と福利厚生の向上に努める。
- ③自らが地域社会の一員であることを自覚し、地域社会との調和を図り、その発展に寄与することに努める。

### ◇商店会

- ①商店街が産業振興のみならず、地域の安全・安心の推進など地域におけるコミュニティを支える多面的で重要な役割を担っていることを認識し、商店街の活性化に努める。
- ②商店会を構成する事業者が行う事業の魅力の向上が、商店街の活力ある成長と発展をもたらすことから、事業者の創意工夫と自助努力に基づく取組の促進に努める。
- ③商店会は、加入者を増やすことによりその組織力の強化を図るとともに、商店街において小売業等を営む事業者は、商店街の重要性を理解し、その活性化に協力するため、商店会に加入するよ

う努める。

◇産業経済団体

事業者が創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うことができるよう、必要な環境整備に努める。

◇金融機関

事業者が経営基盤の強化、経営革新に取り組むことができるよう、経営支援を行うことにより、地域の産業の発展に努める。

◇教育研究機関

教育研究機関は、その産業振興に関する調査研究の成果の普及を図るとともに、産業振興を担う人材を育成することに努める。

◇区民

①消費活動を通じた産業振興の推進への寄与

②事業者、商店会等が実施する産業振興推進のための取組への協力

産業振興の担い手となる主体を、「事業者」、「商店会」、「産業経済団体」、「金融機関」、「教育研究機関」、「区民」とし、それぞれの役割を定めています。

◇「事業者」について

事業者は区内の産業の中心的な担い手です。事業者が創意工夫と自助努力に基づく事業活動を行うことによって成長と発展を遂げ、それによって産業振興の推進につながっていきます。この事項では、こうした創意工夫と自助努力に基づく事業活動の促進を図ることにより、事業者が経営基盤を強化することや、従業員の育成や福利厚生の上昇、地域社会の調和に努めることなどを規定しています。

◇「商店会」について

商店会は、商店街振興を行っているという点で、産業経済団体の一つであるとも捉えられますが、商店街は地域の安全・安心面を支えるなど、産業振興のみでない多面的な役割があると考えられることから、産業経済団体と区別した主体として規定しました。この事項では、商店街が持つこうした多面的な役割を踏まえ、商店会がその活性化や組織力の強化などに努めることを示しています。また、同様に商店街の役割の重要性を踏まえ、商店街にある事業者の加入促進条項について規定しています。

◇「産業経済団体」について

産業経済団体の役割として、事業活動を行う上での環境整備について定めています。

◇「金融機関」について

事業活動を行う上で、資金の調達は不可欠なものです。この事項では、金融機関の役割について定め、事業者の経営基盤の強化や経営革新への経営支援について努めることを規定しています。

◇「教育研究機関」について

教育研究機関は、その教育内容や研究内容を通じて産業振興を推進する担い手のひとつです。この事項では、教育研究機関の役割として、産業振興に資する調査研究内容の普及や、人材育成について定めています。

◇「区民」について

産業は、日々の生活に必要な物を提供することで区動を通じて産業振興の推進に寄与することを定めています。民の生活を支え、区民もまたこれらを消費することで産業を支えています。ここでは、こうした産業と区民生活の密接な関わりを踏まえ、区民の役割として、事業者などが行う様々な取組への協力や消費活動を通じて産業振興の推進に寄与することを定めています。

## 6 産業振興施策の公表

区長は、毎年一回、産業振興に関する主たる施策の実施状況を取りまとめ、これを公表する。

この事項は、産業振興施策の実施状況を取りまとめ、公表することを定めています。

区の施策の実施状況を明らかにすることで、産業振興の担い手がそれぞれの立場で区の産業の現状や課題を広く共有化することができ、より有効な施策の実施への検討につながります。

## 7 産業振興会議の設置

産業振興施策の推進及び効率・効果的な実施を図るため、区長の附属機関として、新宿区産業振興会議を設置する。

この事項は、区長の附属機関として産業振興に関する会議体を設置することを定めています。この会議体は、条例制定後の区の産業振興施策を定期的に評価・検討することで、施策の効率的・効果的な実施を図ることを目的としています。また、会議体の運営に関する事項も今後検討し、盛り込んでいく予定です。

## 意見用紙

「新宿区産業振興基本条例」の制定内容に対するご意見をお書きください。同じような項目が記載されていれば、この用紙とは別の用紙でお寄せいただいても結構です。

ご意見に対する区の考え方は、区広報紙・ホームページ上で、後日回答します。

### 【意見を提出できる方】

次のいずれかに当てはまる方が、意見を提出できます。

- ①区内に住所のある方                      ②区内に事務所又は事業所がある方（法人、団体も可）
- ③区内の事務所又は事業所に勤務する方      ④ 区内の学校に在学する方
- ⑤その他条例素案に直接的な利害関係があると認められる方

【提出期間】 平成 22 年 9 月 24 日（金）から同年 10 月 25 日（月）まで（必着）

【提出方法】 郵送、持参、ファックスで、次の提出先まで。  
ただし、持参については産業振興課窓口でのみの受付とします。（土日祝日を除く。）  
なお、新宿区ホームページからも意見をお寄せいただけます。

【提出先】 新宿区地域文化部産業振興課産業振興係（区立産業会館 4 階）  
〒160-0023 新宿区西新宿 6-8-2 区立産業会館（BIZ 新宿）  
TEL(3344)0701（直通） FAX (3344)0221

【その他】 ご意見には、住所・氏名のほか、在勤・在学の方は勤務先又は学校名を記入してください。  
\*氏名等の個人情報は公表しません。

氏名（法人・団体等の場合はその名称と代表者名）	
事業(事務)所名又は学校名	
住所又は所在地	

上記「意見を提出できる方」の⑤に該当する場合は、「利害関係」について、具体的にお書きください。

--

ご意見

--